

公立大学法人公立鳥取環境大学職員退職手当規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学就業規則（以下「就業規則」という。）第29条に基づき、退職手当の支給の手續等を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、就業規則第2条第1項の職員に対して支給する。ただし、次の各号に該当する職員には支給しない。

- (1) 就業規則第21条の規定により再雇用された職員
- (2) 鳥取県及び鳥取市等から派遣された職員
- (3) 法人の役員（非常勤の役員を除く。以下この規程において「役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続いて法人の役員となった職員

(支給資格)

第3条 退職手当は、前条の職員が公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）に継続して1年以上勤務して退職する場合に支給する。

(支給資格の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、退職の事由が次の各号のいずれかに該当するときは、退職手当は支給しない。

- (1) 懲戒処分により解雇されたとき。
- (2) 懲戒解雇の基準に該当する事案により、処分決定前に退職するとき。
- (3) 刑事事件に関して起訴され、禁錮以上の刑に処せられたとき。

(死亡退職の場合の受給者)

第5条 職員が死亡した場合における退職手当を支給する遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条までの規定を準用する。

(退職手当の算定)

第6条 退職手当の額は、次条から第6条の5までの規定により計算した基本額に、第9条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加算して得た額とする。

(自己の都合による退職の場合の退職手当の基本額)

第6条の2 傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある障害とする。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（傷病によらず、就業規則第23条第2項第1号、第2号

及び第4号の規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。)の退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、別表第1に定める支給率を乗じて得た額を支給する。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条の3 退職した者で次の各号に掲げる事由に該当する者の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、別表第2に定める支給率を乗じて得た額を支給する。

- (1) 定年により退職した者
- (2) 任期付職員が任期満了により退職した場合
- (3) 勸奨を受けて退職した者
- (4) 通勤による傷病により退職した者
- (5) 業務外の死亡(通勤による死亡を含む。)により退職した者

(業務外の傷病の場合の退職手当の基本額)

第6条の4 業務外の傷病により退職した者の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、別表第3に定める支給率を乗じて得た額を支給する。

(業務上の傷病等による退職の場合の退職手当の基本額)

第6条の5 業務上の傷病又は死亡により退職した者の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、別表第4に定める支給率を乗じて得た額を支給する。

(支給方法及び時期等)

第7条 退職手当の支給は、退職願が受理承認され、又は職員が死亡などしてから、所定の手続を経て支給額を確定したのち、1か月以内に本人又は第5条で定める遺族(以下「受給者」という。)に直接全額を支給する。ただし、所得税、その他法律に定められたもの及び法人に対する債務は控除する。

- 2 受給者の退職事由が死亡によるときは、除籍された戸籍謄本及び死亡した職員と遺族との関係を明らかにする書類、傷病を理由とする退職の場合は、傷病名、経過などを明らかにする医師の証明書を理事長に提出しなければならない。
- 3 定年による退職の場合は、就業規則第20条に定める定年年齢に達した日の属する年度の末日をもって計算し、所定の手続を経て支給する。ただし、支払日及び退職手当からの控除については第1項による。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 休職を命じられた期間は、その休職期間の2分の1(業務上傷病の場合は2分の2)に相当する期間を、勤続期間として算定する。

- 4 育児休業期間及び介護休業期間については、その休職期間の2分の1に相当する期間を勤続期間として算定することができる。
- 5 前各項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

第9条 削除

(退職手当の調整額)

第9条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月（休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた別表第5に掲げる職員の区分に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
 - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 学校法人鳥取環境大学を平成24年3月31日に退職し、平成24年4月1日に引き続き公立大学法人鳥取環境大学に採用された職員（以下「学校法人退職職員」という。）の在職期間の計算については、学校法人鳥取環境大学の職員として採用された月から勤続期間を計算するものとする。
- 3 財団法人鳥取環境大学設立準備財団（以下「準備財団」という。）の職員として採用され、かつ学校法人鳥取環境大学の職員となった者が学校法人鳥取環境大学を平成24年3月31日に退職し、平成24年4月1日に引き続き公立大学法人鳥取環境大学に採用された場合の在職期間の計算については、準備財団の職員として採用された月から勤続期

間を計算するものとする。

- 4 学校法人退職職員に支給する退職手当の額は、第6条第1項の規定により計算された額から学校法人鳥取環境大学の退職時に学校法人鳥取環境大学退職手当規程第6条第1項により支給された退職手当の額を控除した金額とする。

附 則（平成26年規程第9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 学校法人鳥取環境大学を平成24年3月31日に退職し、平成24年4月1日に引き続き公立大学法人鳥取環境大学に採用された職員（以下「学校法人退職職員」という。）に支給する退職手当の額は、改正後の公立大学法人鳥取環境大学職員退職手当規程（以下「改正後の退職手当規程」という。）第6条から第6条の5まで及び第9条の2の規定により計算された額から学校法人鳥取環境大学の退職時に学校法人鳥取環境大学退職手当規程第6条第1項により支給された退職手当の額を控除した金額とする。
- 3 この規程の施行の日以後平成27年3月31日までに退職した職員の内、改正前の公立大学法人鳥取環境大学職員退職手当規程により計算した場合の退職手当の額が、改正後の退職手当規程により計算した場合の退職手当の額を上回る職員の退職手当の額は、改正後の退職手当規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年規程第19号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第39号）

この規程は、平成27年7月1日から施行し、改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員退職手当規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規程第16号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第6条の2関係）

自己の都合による退職の場合の支給率表

勤続期間	支給率
1年	0.5022 月
2	1.0044
3	1.5066
4	2.0088
5	2.511
6	3.0132
7	3.5154
8	4.0176
9	4.5198
10	5.022
11	7.43256
12	8.16912
13	8.90568
14	9.64224
15	10.3788
16	12.88143
17	14.08671
18	15.29199
19	16.49727
20	19.6695
21	21.3435
22	23.0175
23	24.6915
24	26.3655
25	28.0395
26	29.3787
27	30.7179
28	32.0571
29	33.3963
30	34.7355
31	35.7399
32	36.7443
33	37.7487
34	38.7531

35	39.7575
36	40.7619
37	41.7663
38	42.7707
39	43.7751
40	44.7795
41	45.7839
42	46.7883
43	47.709
44	47.709
45	47.709

別表第2（第6条の3関係）
定年退職等の場合の支給率表

勤続期間	支給率
1年	0.837 月
2	1.674
3	2.511
4	3.348
5	4.185
6	5.022
7	5.859
8	6.696
9	7.533
10	8.37
11	11.613375
12	12.76425
13	13.915125
14	15.066
15	16.216875
16	17.890875
17	19.564875
18	21.238875
19	22.912875
20	24.586875
21	26.260875

22	27.934875
23	29.608875
24	31.282875
25	33.27075
26	34.77735
27	36.28395
28	37.79055
29	39.29715
30	40.80375
31	42.31035
32	43.81695
33	45.32355
34	46.83015
35	47.709
36	47.709
37	47.709
38	47.709
39	47.709
40	47.709
41	47.709
42	47.709
43	47.709
44	47.709
45	47.709

別表第3（第6条の4関係）

業務外の傷病による退職の場合の支給率表

勤続期間	支給率
1年	0.837 月
2	1.674
3	2.511
4	3.348
5	4.185
6	5.022
7	5.859
8	6.696
9	7.533

10	8.37
11	9.2907
12	10.2114
13	11.1321
14	12.0528
15	12.9735
16	14.3127
17	15.6519
18	16.9911
19	18.3303
20	19.6695
21	21.3435
22	23.0175
23	24.6915
24	26.3655
25	28.0395
26	29.3787
27	30.7179
28	32.0571
29	33.3963
30	34.7355
31	35.7399
32	36.7443
33	37.7487
34	38.7531
35	39.7575
36	40.7619
37	41.7663
38	42.7707
39	43.7751
40	44.7795
41	45.7839
42	46.7883
43	47.709
44	47.709
45	47.709

別表第4（第6条の5関係）

業務上の傷病又は死亡により退職した場合の支給率表

勤続期間	支給率
1年	1.2555 月
2	2.511
3	3.7665
4	5.022
5	6.2775
6	7.533
7	8.7885
8	10.044
9	11.2995
10	12.555
11	13.93605
12	15.3171
13	16.69815
14	18.0792
15	19.46025
16	20.8413
17	22.22235
18	23.6034
19	24.98445
20	26.3655
21	27.74655
22	29.1276
23	30.50865
24	31.8897
25	33.27075
26	34.77735
27	36.28395
28	37.79055
29	39.29715
30	40.80375
31	42.31035
32	43.81695
33	45.32355
34	46.83015
35	47.709
36	47.709

37	47.709
38	47.709
39	47.709
40	47.709
41	47.709
42	47.709
43	47.709
44	47.709
45	47.709

別表第5（第9条の2関係）

職員の区分に応じた退職手当の調整月額

区分	調整月額	事務職員の 職務の級	教員の職務の級
第1号	65,000円	9級	5級（副学長）
第2号	59,550円	8級	5級（学部長、研究科長、人間形成教育センター長、サステイナビリティ研究所長、地域イノベーションセンター長）
第3号	54,150円	7級	5級（副学長補佐、副学部長、学科長、情報メディアセンター長、国際交流センター長）
第4号	43,350円	6級	5級（第2号及び第3号に掲げる者以外の者）
第5号	32,500円	5級	4級
第6号	27,100円	4級	3級
第7号	21,700円	3級	2級（助教の経験が12年以上の者）
第8号	0円	2級又は1級	2級（第7号に掲げる者以外）又は1級

- 1 当分の間、第3号の区分中、副学長補佐の職に属していた期間の調整月額については、第3号の調整月額の額に、第2号の調整月額と第3号の調整月額との差額の2分の1の額を加算した額を当該職に属していた期間の調整月額とする（その額に100円未満の端数が生じたときは端数を切り捨てた額とする。）。